税のかわら版

申告準備はお早めに！

市・県民税の申告相談

税務課 市民税係　☎ 0824-73-1146

市・県民税の申告時期が近づいてきました。今回から、申告相談の日程表は各戸配布に変更しています。申告が必要な人は、各戸配布の文書で日程を確認し、期間内に申告してください。

確認してみよう！申告フローチャート

まずは、下記のフローチャートで申告手続きが必要かどうかを確認してみましょう。

●次の場合は、庄原税務署での確定申告が必要です。

・青色申告の人

・土地や建物、株式の譲渡所得および山林所得がある人（※3月以降に税務署での受け付け）

・先物取引による所得がある人

・太陽光発電による売電収入のある人

・雑損控除や住宅借入金等特別控除（1年目）がある人

●税務署に確定申告書を提出した人は、住民税申告を行う必要はありません。

●下図に沿わない場合もあります。不明な点はお問い合わせください。

申告相談受付期間

2月17日(月)
▼
3月17日(月)

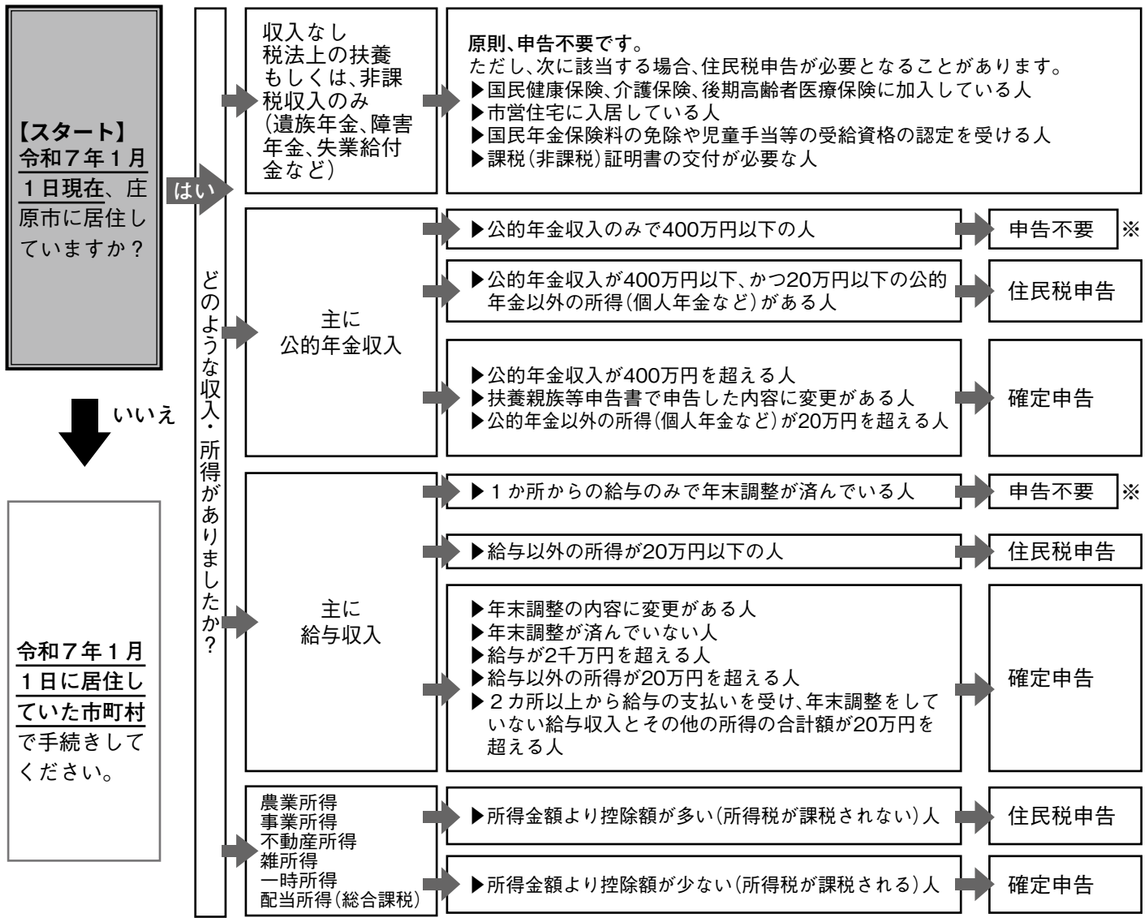

※所得税の還付を受ける人や各種控除の適用を受けようとする人は、フローチャートに関わらず確定申告もしくは住民税申告が必要です。

申告に必要なもの

申告会場にお越しいただく際には、次のものをご持参ください。

対象者	持参するもの
●全員	本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード＋運転免許証、保険証など）
●事業所得（農業・営業等）や不動産所得のある人	「収支内訳書」または「月別集計表」などの、収入や必要経費を整理したもの
●給与所得がある人	給与所得の源泉徴収票
●公的年金を受給している人	公的年金などの源泉徴収票
●一時所得（生命保険一時金、損害保険返戻金など）や雑所得（個人年金など）がある人	収入や必要経費が確認できるもの
●生命保険料控除や地震保険料控除、寄附金控除などを受ける人	支払証明書
●国民年金の控除を受ける人	保険料控除証明書
●医療費控除を受ける人	医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
●障害者控除を受ける人	身体障害者手帳など障害の程度を証明するもの
●肉用牛の免税を受ける人	肉用牛売却証明書
●住宅借入金等特別控除（2年目以降）を受ける人	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
●所得税の納税・還付に金融機関の預金口座の利用を希望する人	口座番号・通帳登録印

※源泉徴収票や各種証明書は必ず原本をご持参ください。
※事業所得（農業・営業）、不動産所得の収支内訳書・月別集計表や医療費控除明細書は、事前に作成の上、会場にお越しください。未作成の場合、ご自身で計算を行っていただいた後、申告相談を受けるため、時間を要することとなります。様式は、税務課・各支所地域振興室に用意しています。また、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

ご協力ください

●申告相談会場の混雑を避けるため、住民税申告を行う人は、郵送での提出を推奨しています。その際、申告書の控えを返送するため、切手を貼り宛名を記載した返信用封筒を同封してください。（同封がない場合、申告書の控えは送付できません）

●会場入口にアルコール消毒液を設置するとともに、会場内の定期的な換気を行います。

各地域における申告相談会場

●行政文書（各戸配布）と市ホームページで申告相談の受付日程をお知らせします。

各地域の割当日、受付時間をご確認の上、必ず時間内にお越しください。受付開始直後は、大変混み合いますので、時間をずらしての来場をお勧めします。

【問い合わせ】

税務課市民税係	☎0824-73-1146
西城支所地域振興室	☎0824-82-2124
東城支所地域振興室	☎0847-2-5121
口和支所地域振興室	☎0824-87-2112
高野支所地域振興室	☎0824-86-2115
比和支所地域振興室	☎0824-85-3001
総領支所地域振興室	☎0824-88-3063
庄原税務署	☎0824-72-1001